

## 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 開催準備総合計画改正

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会開催準備総合計画を次のとおり改正する。

### 1 改正の理由

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会宮崎県準備委員会専門委員会組織の再編・統合に伴い、計画全般を見直したため。

### 2 改正の内容

別紙のとおり

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会開催準備総合計画

①	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
	西暦	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	
	逆年	(開催10年前)	(開催9年前)	(開催8年前)	(開催7年前)	(開催6年前)	(開催5年前)	(開催4年前)	(開催3年前)	(開催2年前)	(開催1年前)	(開催年)	
	開催県	愛媛県	福井県	茨城県	鹿児島県(中止)	三重県(中止)	栃木県	[特別大会]鹿児島県	佐賀県	滋賀県	青森県	宮崎県	
②	開催手続	開催内々定					県議会開催決議(R4.2)	開催内定		開催決定・会期決定		国スポリハーサル大会	
		開催要望書提出 (平成27年4月17日)			中央競技団体 正規視察			開催申請書提出 (文部科学省・日スポ協)		文部科学省・日スポ協 総合視察			障スポリハーサル大会
③	組織	準備委員会		国スポ・障スポ準備委員会						実行委員会			
		総会											
	常任委員会												
	総務企画専門委員会	広報・県民運動専門委員会	全国障害者スポーツ大会 専門委員会	宿泊・衛生専門委員会	医療救護専門委員会								
	競技運営専門委員会			輸送・交通専門委員会	馬事衛生専門委員会								
	施設整備専門委員会			式典専門委員会		警備・消防・防災専門委員会							
	必要に応じて各専門委員会内に部会を設置												
	全体計画	開催基本方針等			開催基本構想策定								大会報告書
		開催準備総合計画		開催準備総合計画(2次)	開催準備総合計画(3次)			開催準備総合計画(4次)		開催準備総合計画(5次)			
	総務企画	会場地選定 経費負担	会場地市町村選定基本方針	【国スポ】正式競技、特別競技、公開競技、 開・閉会式 会場地市町村選定(数次)				【障スポ】正式競技 開・閉会式 会場地市町村選定(数次)					
会場地市町村選定基準													
県及び会場地市町村の 業務分担・経費負担基本方針		県及び会場地市町村の 業務分担・経費負担細目											
競技団体及び市町村への意向調査・ヒアリング													
文化プログラム						文化プログラム基本方針	文化プログラム事業募集等(実施要項、募集、登録等)					文化プログラムの実施	
行幸啓関係 総合案内								警備基本方針・基本計画	警備等実施計画、日程等調整			日程最終調整	
募金・協賛						募金・企業協賛基本方針	募金基本計画	募金活動の推進				総合案内	
競技・式典		競技施設整備基本方針	競技施設基準 競技施設整備調査				競技施設整備計画	競技施設及び式典会場整備の推進					
会場 情報通信								情報通信基本方針	会場管理基本方針	会場管理基本計画	会場管理体制の整備	情報通信本部	
競技運営		競技運営	競技役員等養成基本計画	競技役員等養成事業								競技役員等編成	
	競技役員等編成基本方針			公開競技実施基本方針		記録業務基本方針			記録関係業務基本計画				
	競技用具	競技用具整備基本方針		デモンストレーション スポーツ実施基本方針	デモンストレーションスポーツ実施競技・会場地選定				競技日程決定	リハーサル大会実施本部	記録本部		
広報県民運動	広報	広報基本方針・基本計画	広報活動の推進(ホームページ、広報誌、ポスター、懸垂幕、横断幕、記録映像等)				イメージソング等				全国報道者会議		
	県民運動	マスコットキャラクター、愛称・スローガン募集・決定					開催内定イベント	開催決定イベント		開催1年前イベント	報道本部		
全国障害者 スポーツ大会	競技運営			会場地選定の 進め方	正式競技(会場地選定)	オープン競技実施基本方針	オープン競技 実施競技・会場地選定			競技用具整備	大会実施本部		
				大会に向けた課題の整理		競技役員等(障スポ特有種目)の養成・ボランティア(情報支援、選手団サポート)募集・養成等				宿泊本部			
宿泊衛生	献立・弁当			宿泊基本方針	宿泊基本計画	宿泊施設等基礎調査			宿泊準備の推進(総合配宿計画、宿泊施設充足対策、宿泊料金等)	宿泊要項			
								食事の提供準備の推進、弁当の提供準備の推進					
	食品衛生 環境衛生			医事・衛生基本方針	医事・衛生基本計画			食品衛生対策の推進	環境衛生対策の推進				
輸送交通	輸送・交通			輸送・交通基本方針	輸送・交通基本計画	輸送・交通基礎調査	輸送・交通総合調査	全国輸送計画・会場地輸送調整			輸送本部		
						輸送・交通業務指針		開・閉会式輸送実施計画	交通規制計画				
式典	開・閉会式等 式典				式典基本方針	式典基本構想	式典基本計画	式典実施計画	式典準備の推進(式典演技、式典音楽、炬火イベント、リハーサル等)			式典本部	
								医療救護対策の推進・防疫対策の推進			救護本部・救護所		
医療救護	医療救護 防疫							馬事衛生対策の推進			馬事衛生対策本部		
								警備・消防・防災基本方針	警備・消防・防災基本計画	警備・消防・防災準備の推進(関係機関との協力体制構築、業務指針、マニュアル等の作成など)		警備本部	
馬事衛生	馬事衛生										消防・防災本部		
											市町村競技会実施本部		
警備 消防 防災	警備・消防												
④ 準備 組織等	市町村	市町村担当者会議					会場地市町村国スポ・障スポ 準備委員会(随時設置)	会場地市町村国スポ・障スポ実行委員会					
	競技団体	競技団体担当者会議	競技運営計画・ 競技役員等養成計画の作成					競技役員等養成の推進					

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会

## 第81回国民スポーツ大会正式競技開催予定施設の変更

第81回国民スポーツ大会正式競技会場地市町村第1次選定(平成30年7月9日 第2回常任委員会決定)において選定したソフトボール競技(少年男子種別・少年女子種別)の開催予定施設を以下のとおり変更する。

### 1 国民スポーツ大会正式競技

競技	種別	市町村	開催予定施設変更	
			変更前	変更後
ソフトボール	少年男子 少年女子	日向市	お倉ヶ浜総合公園野球場 お倉ヶ浜総合公園広場	お倉ヶ浜総合公園野球場 お倉ヶ浜総合公園運動広場 お倉ヶ浜総合公園第2多目的広場

## 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 募金基本計画

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会の募金については、「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会募金・企業協賛基本方針」に基づき、次のとおり推進する。

### 1 募金の名称

募金の名称は、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ募金」（以下「募金」という。）とする。

### 2 募金の種類

#### (1) 個人募金

広報紙、各種メディア、リーフレット等を活用し、広く県民に募金を呼びかける。

#### (2) 職場・職域募金

企業・団体等に勤務する個人に対し、職場単位の募金を呼びかける。

#### (3) 募金箱募金

各施設等に募金箱を設置し、募金を呼びかける。

#### (4) イベント募金

各種イベントと連携し、募金を呼びかける。

#### (5) 企業・団体募金

企業協賛と併せて、企業・団体による募金を呼びかける。

#### (6) グッズ販売募金

マスコットキャラクターを活用した各種グッズを販売し、その売上げを募金に充当する。

### 3 募金の期間

募金の期間は、令和5年8月1日から両大会の終了する日の属する月の末日までとする。

### 4 募金の対象者

募金の対象者は、県内外の個人、団体及び企業とする。

### 5 募金の受入れ

募金の受入れは、県が行うものとする。

### 6 募金の使途

募金は、両大会のボランティア活動をはじめとした県民運動などの大会運営やスポーツを活かした「未来のみやざき」づくりの推進のために活用する。

7 寄附者に対する謝意表明

一定額以上の寄附者に対しては、別に定めるところにより謝意表明を実施する。

8 その他

(1) 県は、市町村及び競技団体と協力して、募金活動を推進する。

(2) この基本計画に定めるもののほか、募金の推進に必要な事項は、別に定める。

## 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 文化プログラム実施基本方針

### 1 目 的

多くの県民が文化・芸術活動を通して第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）に参加することで、開催機運を盛り上げるとともに、県民総参加型の大会を目指す。

あわせて、神話や伝統文化、豊かな自然や食、充実したスポーツ環境等、本県の多彩な魅力を全国に向けて発信する。

### 2 内 容

文化プログラムの内容は、次のいずれかに該当し、県が認めたものとする。

- (1) スポーツに関する文化・芸術事業
- (2) 本県の文化・芸術等を発信する事業
- (3) その他文化プログラムの目的に沿うと認められる事業

### 3 実 施 者

文化プログラムの事業を実施できるものは、次のとおりとする（宗教団体、政治団体は除く）。

- (1) 公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、県、市町村及び特定非営利活動法人日本スポーツ芸術協会
- (2) 公益法人又はこれに準ずる団体
- (3) 通信、新聞、テレビ、ラジオなどの報道機関
- (4) その他、県が上記各号に準ずると認めるもの。

### 4 期 間

文化プログラムの実施期間は、原則として、大会開催年の1月1日から12月31日までとする。

### 5 開 催 地

文化プログラムは原則として県内で実施する。

### 6 経 費 負 担

文化プログラムの実施に係る経費は、3に定める各事業の実施者が負担する。

## 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 県民運動基本計画

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会県民運動基本方針に基づき、次の具体的取組により、大会開催に向けた全県的な県民運動を推進する。

- 1 すべての県民が、大会やイベント、ボランティア活動などに主体的に参加し、地域が一体となって大会を盛り上げる。
  - (1) 総合開・閉会式の運営や出演、炬火イベント等への参加
  - (2) 競技会場での観戦や選手の応援
  - (3) ボランティア活動への参加
  - (4) 募金や企業協賛による協力
  
- 2 すべての県民が、来県者等を“おもてなしの心”で温かく迎える。
  - (1) 明るい挨拶と親切、丁寧な対応で来県者を歓迎
  - (2) たくさんの花ときれいな町づくり
  - (3) のぼり旗や横断幕、案内看板等による歓迎・応援
  - (4) 郷土料理や御当地グルメ、特産品でのおもてなし
  
- 3 すべての県民が、スポーツとの関わりを通じ、スポーツの素晴らしさを体感し、生涯にわたりスポーツ活動に親しむ。
  - (1) デモンストラーションスポーツや各種スポーツ大会・イベント等への参加
  - (2) 県内で行われる各種スポーツ大会・キャンプ等の観戦や応援
  - (3) ライフステージに応じた日常的なスポーツ活動の実践
  
- 4 すべての県民が、来県者等との交流を通じて、宮崎県の多彩な魅力を全国に向けて発信する。
  - (1) 豊かな自然や歴史、文化、食などの宮崎の多彩な魅力紹介
  - (2) 地産地消の推進や宮崎の郷土料理、御当地グルメ等の紹介
  - (3) 地域ブランドの積極的なPR

推進スケジュール（予定）

年 度	主 な 事 業 内 容
令和4年度 （2022年度） <b>【5年前】</b>	[ 開催内定 ] ・ 県民運動基本計画策定 ・ 県民運動アクションプログラム策定
令和5年度 （2023年度） <b>【4年前】</b>	・ 募金開始 ・ 各種県民運動の開始
令和6年度 （2024年度） <b>【3年前】</b>	[ 開催決定 ] ・ 企業協賛開始 ・ 情報支援ボランティア募集・登録開始 ・ 広報ボランティア募集・活動開始
令和7年度 （2025年度） <b>【2年前】</b>	・ 情報支援ボランティア養成開始 ・ 大会運営ボランティア募集・登録開始・養成開始
令和8年度 （2026年度） <b>【1年前】</b>	・ リハーサル大会での実践活動
令和9年度 （2027年度）	[ 開催年 ] ・ 本大会での実践活動

県民運動基本方針・基本計画に基づく活動の推進



## 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 式典基本方針

第81回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）及び第26回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）の式典は、「国民体育大会開催基準要項」、「同規則」及び「全国障害者スポーツ大会開催基準要綱」並びに「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会開催基本方針」を踏まえ、「紡ぐ感動 神話となれ」のスローガンのもと、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」にふさわしい式典とする。

### 1 基本理念

- (1) 「チームみやざき」の一員である県民が様々な形で参加し、元気・勇気・感動を共有できる式典とする。
- (2) 宮崎の魅力を全国に発信し、来県者をおもてなしの心で温かく迎えるとともに、参加者の記憶に残る式典とする。
- (3) アスリートファーストの視点に立ち、簡素化を図りながらも創意工夫を凝らした式典とする。

### 2 式典の構成

式典は、国スポ及び障スポ（以下「大会」という。）の開・閉会式、各競技会の表彰式（以下「表彰式」という。）、炬火イベントで構成する。

#### (1) 大会の開・閉会式

国スポの総合開・閉会式は、「国民体育大会開催基準要項第20項」に規定する式典、役員・選手団入退場及び集団演技で構成する。障スポの開・閉会式は、国スポに準じた構成とする。

#### (2) 表彰式

国スポの表彰式は、「国民体育大会開催基準要項細則第9項」の規定により構成する。障スポの表彰式は、国スポに準じた構成とする。

#### (3) 炬火イベント

炬火イベントは、開催に向けた機運を高める行事及び大会の開・閉会式で構成する。

### 3 式典の企画・運営

#### (1) 大会の開・閉会式

開・閉会式は、県が企画・運営に当たる。

#### (2) 表彰式

国スポの表彰式は、県が別に定める要項に基づき、会場地市町村が関係競技団体と協議の上、企画・運営に当たる。障スポの表彰式は、県が会場地市町村及び競技運営主管団体と協議の上、企画し、会場地市町村及び競技運営主管団体が運営に当たる。

#### (3) 炬火イベント

炬火イベントは、県及び会場地市町村が別に定める要項に基づくものとする。

## 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 宮崎県準備委員会専門委員会規程改正

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会宮崎県準備委員会専門委員会規程を次のとおり改正する。

### 1 改正の理由

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会の運営を安全かつ円滑に行うため「警備・消防・防災専門委員会」を設置する。

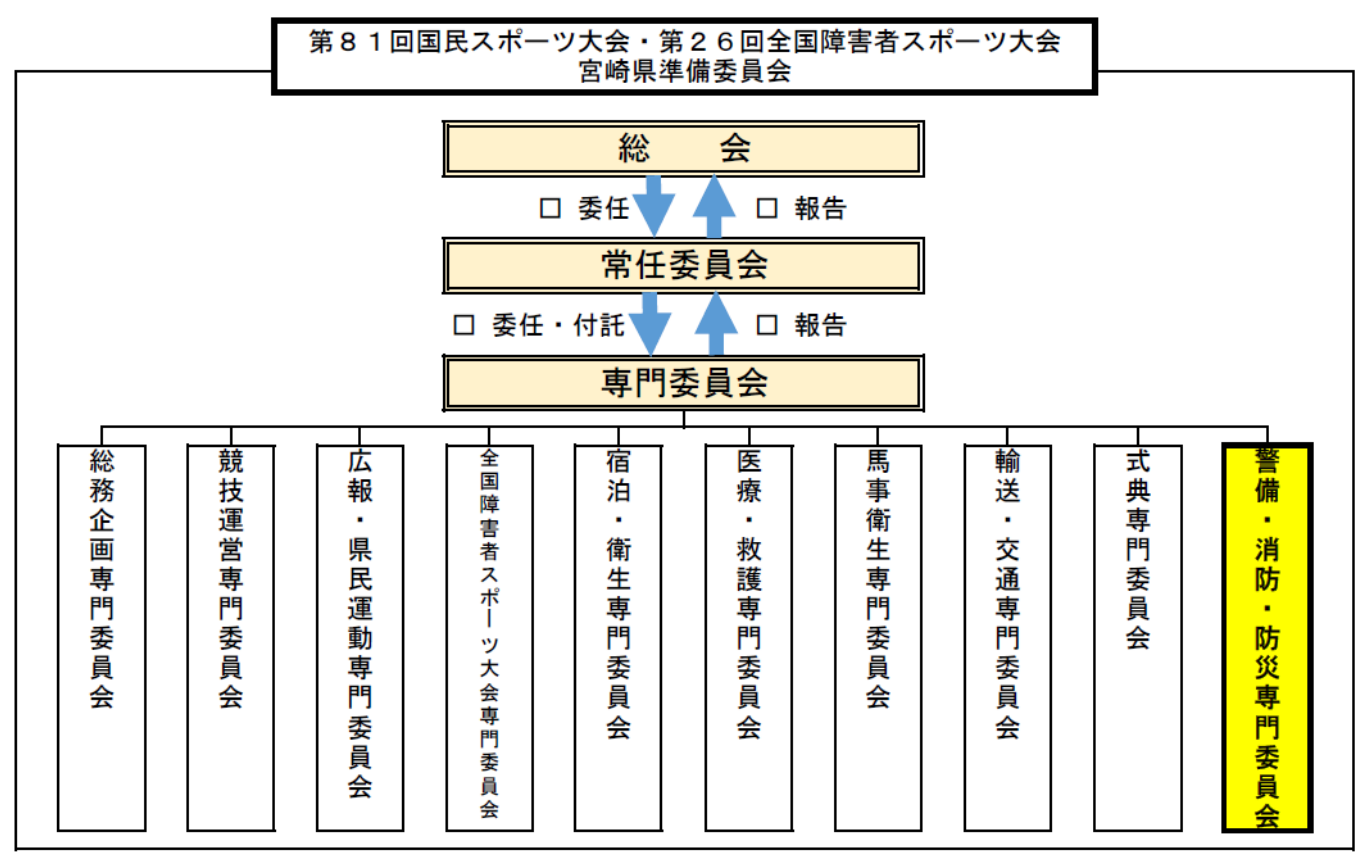
### 2 改正の内容

別紙のとおり

### 3 施行日

令和4年8月22日

<参 考> 宮崎県準備委員会構成図



## 第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会 宮崎県準備委員会専門委員会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会宮崎県準備委員会会則第 1 4 条第 3 項の規定に基づき、専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の種類等)

第 2 条 委員会の種類並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第 3 条 委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1 名

(2) 副委員長 1 名

2 委員長及び副委員長は、第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会宮崎県準備委員会会長(以下「会長」という。)が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第 5 条 委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委任)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、平成 2 9 年 1 0 月 3 0 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 3 0 年 7 月 9 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 7 月 6 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 2 月 1 5 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 2 月 1 4 日から施行する。

附 則  
この規程は、令和4年8月22日から施行する。

別表（第2条関係）

委員会名	付託事項	委任事項
総務企画専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 総合的な計画の立案に関すること。</li> <li>2 会場地選定に関すること（デモンストレーションスポーツ、オープン競技を除く）。</li> <li>3 県及び会場地市町村の業務分担に関すること。</li> <li>4 競技施設、開・閉会式会場及び関連施設の基本的事項に関すること。</li> <li>5 他の専門委員会に属さない重要な事項に関すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 総合的な計画の推進に関すること。</li> <li>2 文化プログラムに関すること。</li> <li>3 競技施設、開・閉会式会場及び関連施設に関すること。</li> <li>4 他の専門委員会に属さない事項に関すること。</li> </ol>
競技運営専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 競技運営等の基本的事項に関すること。</li> <li>2 競技運営に係る計画の立案に関すること。</li> <li>3 競技用具の整備計画の事項に関すること。</li> <li>4 デモンストレーションスポーツの実施競技及び会場地市町村の選定に関すること。</li> <li>5 その他の競技運営に係る重要な事項に関すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 競技運営に係る計画の推進に関すること。</li> <li>2 競技役員等の養成及び編成に関すること。</li> <li>3 競技用具整備の推進に関すること。</li> <li>4 デモンストレーションスポーツに関すること（実施競技及び会場地市町村選定を除く）。</li> <li>5 リハーサル大会に関すること。</li> <li>6 競技記録に関すること。</li> <li>7 その他競技運営に関すること。</li> </ol>
広報・県民運動専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 広報の基本的事項に関すること。</li> <li>2 県民運動の基本的事項に関すること。</li> <li>3 その他広報及び県民運動に係る重要な事項に関すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 広報及び啓発の実施に関すること。</li> <li>2 県民運動の推進に関すること。</li> <li>3 愛称・スローガン、マスコット等に関すること。</li> <li>4 報道機関との調整に関すること。</li> <li>5 記録映像及び記録写真に関すること。</li> <li>6 その他広報及び県民運動に関すること。</li> </ol>
全国障害者スポーツ大会専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 全国障害者スポーツ大会の競技運営に係る計画の立案に関すること。</li> <li>2 オープン競技の実施競技及び会場地市町村の選定に関すること。</li> <li>3 その他全国障害者スポーツ大会に係る重要な事項に関すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 全国障害者スポーツ大会の競技運営に係る計画の推進に関すること。</li> <li>2 その他全国障害者スポーツ大会に関すること（他の専門委員会の委任事項は除く）。</li> </ol>

委員会名	付託事項	委任事項
宿泊・衛生専門委員会	1 宿泊及び衛生の基本的事項に関する こと。 2 その他宿泊及び衛生に係る重要な 事項に関すること。	1 宿泊及び衛生に係る計画の推進に 関すること。 2 その他宿泊及び衛生に係る事項の 推進に関すること。
医療救護専門委員会	1 医療救護の基本的事項に関するこ と。 2 その他医療救護に係る重要な事項 に関すること。	1 医療救護に係る計画の推進に関す ること。 2 その他医療救護に係る事項の推進 に関すること。
馬事衛生専門委員会	1 馬事衛生の基本的事項に関するこ と。 2 その他馬事衛生に係る重要な事項 に関すること。	1 馬事衛生に係る計画の推進に関す ること。 2 その他馬事衛生に係る事項の推進 に関すること。
輸送・交通専門委員会	1 輸送及び交通の基本的事項に関す ること。 2 その他輸送・交通に係る重要な事 項に関すること。	1 全国輸送に関すること。 2 開・閉会式の輸送に関すること。 3 競技会場の輸送に関すること。 4 その他輸送及び交通に関すること。
式典専門委員会	1 式典の基本的事項に関すること。 2 その他式典に係る重要な事項に関 すること。	1 開・閉会式の企画及び運営に関す ること。 2 式典音楽に関すること。 3 式典演技に関すること。 4 大会旗・炬火イベントに関するこ と。 5 その他式典に関すること。
<u>警備・消防・防災専門 委員会</u>	1 <u>警備及び消防・防災の基本的事項 に関すること。</u> 2 <u>その他警備及び消防・防災に係る 重要な事項に関すること。</u>	1 <u>警備及び消防・防災に係る計画の 推進に関すること。</u> 2 <u>その他警備及び消防・防災に係る 事項の推進に関すること。</u>